

市内の市指定給水装置工事事業者

名称	所在地	電話番号	名称	所在地	電話番号
三神設備(株)	今本町1-9-52	<97>9265	(有)荻田設備	古井町高見13-4	<75>1004
(有)金十ポンプ工業所	朝日町15-14	<76>2568	(有)イブキ	安城町宮前80-2	<76>2595
森田工業(株)	末広町5-1	<76>2324	カネカ工業	小川町的場丘16-12	<99>0785
(有)岩月設備	東栄町2-9-5	<98>7122	(有)桶重住宅設備	今池町1-15-5	<97>8219
東海設備工業(株)	二本木新町1-17-19	<75>1091	(有)サンウエムラ	池浦町丸田298-2	<77>1248
井戸直工業(株)	末広町2-7	<76>6315	(株)長谷部建材店	日の出町7-1	<76>2033
旭設備(株)	城南町1-16-5	<75>3694	石川住宅設備(株)	横山町浜畔上38-2	<74>3478
中設工事(株) 安城営業所	横山町下毛賀知135	<76>3060	(有)中根設備	大東町15-11	<76>3030
三水工業(株)	池浦町曲尺手23	<76>5371	福釜建設(株)	福釜町砂渡55	<75>7606
泉建設工業(株)	和泉町上ノ切136	<92>0171	萬分建材店	桜井町西町上52-1	<99>0046
(有)水野設備	三河安城東町1-10-3	<76>5724	(有)安東工業	今池町3-7-17	<73>6770
(株)和田設備	小川町御林4-1	<99>0158	稲熊設備	橋目町茶臼207	<98>2446
山本設備	桜井町城向121	<99>0741	梅村設備	赤松町大北71 キング スコート安城赤松503	<76>9565
昌和管工	池浦町池浦118	<74>0228	(有)進和テック	法連町15-13	<73>9555
市川設備工業所	古井町堂前田27	<76>8743	(有)ヤマト住設	東端町用地24	<79>2016
(有)田島工業所	赤松町大北92-2	<76>4759	プランズ	和泉町中根山5	<92>2084
奥田設備工業(株)	百石町2-34-1	<75>1039	キフネ社	上条町南組48-1	<72>0989
(有)杉山設備	里町柿田38	<97>8206	濱嶋水道店	高木町高畑4-1	<74>7284
(有)鈴木水道	里町三郎5-2	<97>0735	(有)薦田建設	安城町城堀17-12	<75>2411
浅井管工	安城町常福寺45-1	<75>9151	山下住設	住吉町3-3-40	<97>9445
沓名設備	福釜町蔵前157	<76>8009	一力工房設備	今池町3-11-52	<98>1469
(株)おげぎん	花ノ木町11-13	<74>2855	サン・シールド(株)	桜井町城阿原28	<99>6860
(有)丸正設備商会	根崎町西根145-1	<92>1081	(株)合同工業	和泉町家下9-2	<92>1277
安成工業(株)	篠目町肥田60-1	<75>2611	NGS(株)	緑町1-17-11	<70>8131
(株)三幸	高木町下屋敷2	<77>2851	イー・スマイル	木戸町東屋敷59-3	050<2001> 5786
(有)岡田設備	安城町戸崎27	<75>4179			



特集

水道のお知らせ

安心・安全な安城市の水

安城市の水

市の水道水は、100～200mの深井戸からくみ上げた良質な地下水と、県営水道から購入する良質な水を使用し、北部・南部浄水場、中部配水場から配水しています。水質は、浄水場・配水場のほか、家庭の蛇口からも水採取して検査・管理をしていますので、安心・安全です。

浄水場の一般開放

希望者は、事前に連絡してください。

■北部浄水場・中部配水場

●とき 6月1日(水)～7日(火)午前9時～午後4時30分

●申し込み 北部浄水場(☎<98>7340)へ

■豊田浄水場・幸田浄水場(県営水道)

●とき 6月1日(水)～7日(火)午前10時～午後4時

●申し込み 豊田浄水場(豊田市浄水町)☎0565(45)1500、幸田浄水場(幸田町大字坂崎)☎0564(62)145



問▼水道業務課

(☎<71>2249)
水道工務課
(☎<71>2250)

0、西三河水道事務所(☎<98>5651)へ

水道の使用開始・中止は

3日前までに、水道業務課(☎<71>2249)へ連絡してください。当日・(出)例(有)は、受け付けできません。

給水装置工事は

市指定工事事業者で

給水装置工事は、市指定給水装置工事事業者(市指定工事事業者、次ページ参照)が実施します。市指定工事事業者が施工していない給水装置は、給水を受けられない場合があります。

水道メーターの取り替え

検定有効期間(8年)使用した水道メーターは、取り替えが必要です。市が所有しているメーター約6900個の取り替え作業を、市指定工事事業者に依頼して実施します。
なお、該当する使用者へは、

あらかじめ連絡します。
●工事予定期間 5月20日(金)～10月20日(木)

異常水量・漏水の見分け方

普段より、使用水量が異常に多くなった時は、漏水の可能性があります。一度すべての蛇口を閉め、水道メーターのパイロットを確認してください。パイロットが回っている場合は、早めに、市指定工事事業者へ修理を依頼してください。

なお、道路側の水道本管からメーターまでの間で漏水した場合は、市が修理しますので、水道工務課(☎<71>2250)へ連絡してください。

悪質な業者に注意

「水道管の検査・清掃をする」と市の職員をかたり、家庭に電話・訪問する事例が発生しています。市では、依頼なしの検査や清掃をすることはありません。

検針員からお願い

メーターボックス上に車・物を置かないでください。犬は出入口やメーターボックスから離れたところにつないでください。